茨城県報　第2289号

平成23年6月6日

月　曜　日

目　次

告　示

ページ

◉土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部解除（廃棄物対策課）…… 1
◉介護老人保健施設の開設許可（長寿福祉課）…… 3
◉障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（３件）（障害福祉課）…… 3
◉大規模小売店舗の変更の届出（３件）（中小企業課）…… 4
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（３件）（中小企業課）…… 6
◉電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路維持課）……14
◉土地改良事業の工事の完了（９件）（農林事務所）……14
◉土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日と選挙人名簿縦覧の公告（土木事務所）……16

公　告

◉公共測量の終了（用地課）……16
◉開発行為の工事完了（４件）（建築指導課）……17

（教　育　長）

◉博物館の登録事項の変更 ……18

告　示

茨城県告示第646号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第４項の規定により，平成22年茨城県告示第1095号により指定した要措置区域の一部の指定を解除する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定を解除する区域

「ひたちなか市市毛882番地の一部」の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ふっ素

３　講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

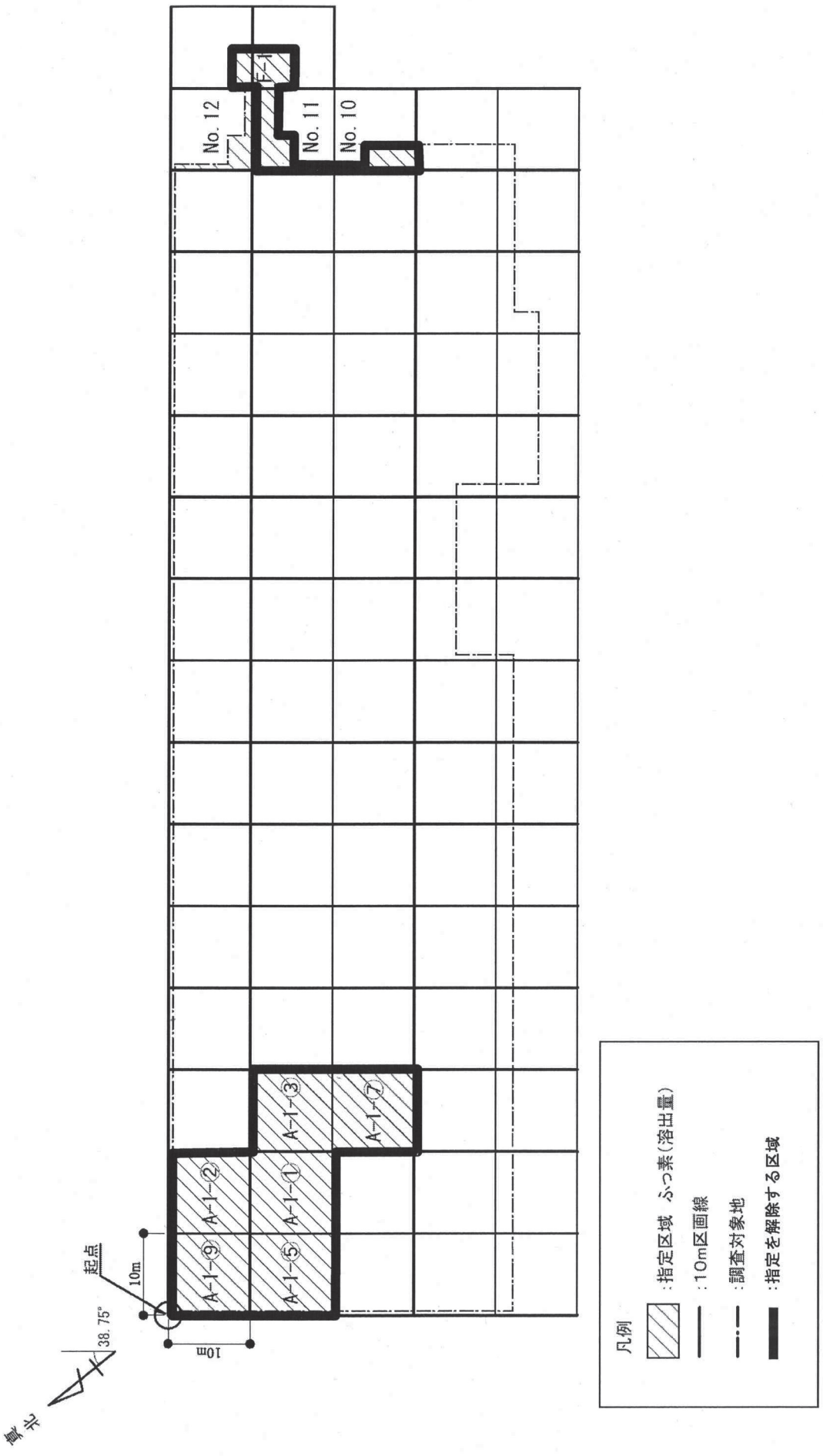
北東
38.75°
起点
10m
10m
A-1-⑨
A-1-②
A-1-⑤
A-1-①
A-1-③
A-1-⑦
No. 12
No. 11
No. 10
E-1
凡例
：指定区域　ふっ素（溶出量）
：10m区画線
：調査対象地
：指定を解除する区域

茨城県告示第647号

介護保険法（平成９年法律第123号）第94条第１項の規定に基づき，次のとおり許可したので，茨城県指定居宅サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第２項の規定により告示する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	許可年月日	サービスの種類
0850380056	医療法人　慈厚会	野　上　　厚	土浦市東崎町６－８	介護老人保健施設えがお	土浦市中村東２丁目－21－１	平成23年６月１日	介護老人保健施設

茨城県告示第648号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第51条第１号の規定により告示する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0823800271	ケアホームレインボー	稲敷郡美浦村受領字刈満田961番１	社会福祉法人美しの森	稲敷郡美浦村受領字八枚957番地	平成23年６月１日	共同生活介護

茨城県告示第649号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第51条第１号の規定により告示する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0824400063	ケアホーム響	北相馬郡利根町横須賀153－３	株式会社　モデンナ・ケアサービス	稲敷郡阿見町鈴木136－３	平成23年６月１日	共同生活介護

茨城県告示第650号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第51条第１号の規定により告示する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0814400024	短期入所　響	北相馬郡利根町横須賀153－３	株式会社　モデンナ・ケアサービス	稲敷郡阿見町鈴木136－３	平成23年６月１日	短期入所

茨城県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長　清　野　　智

⑵　住所

東京都渋谷区代々木二丁目２番２号

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅南口ビル（仮称）

水戸市宮町一丁目107－４　外

⑵　変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）　水戸駅南口ビル（仮称）

水戸市宮町一丁目107－４　外

（変更後）　水戸駅ビルエクセルみなみ

水戸市宮町一丁目７番31号

⑶　変更の年月日

平成23年５月25日

⑷　変更する理由

住所及び名称の変更のため

３　届出年月日

平成23年５月24日

４　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

水戸ステーション開発株式会社

代表取締役社長　髙　橋　信　一

⑵　住所

水戸市宮町一丁目１番１号

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセル

水戸市宮町一丁目１番１号

⑵　変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）　午前９時（一部午前10時）

（変更後）　午前８時（一部午前９時，午前10時）

⑶　変更する年月日

平成23年５月25日

⑷　変更する理由

店舗入替に伴う，営業時間の見直しのため

３　届出年月日

平成23年５月24日

４　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第653号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長　清　野　　智

(2)　住所

東京都渋谷区代々木二丁目２番２号

2　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅南口ビル（仮称）

水戸市宮町一丁目107－４　外

(2)　変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）　20台

（変更後）　140台

(3)　変更する年月日

平成23年５月25日

(4)　変更する理由

お客様の利便性の向上のため。駅前放置自転車対策として水戸市からも設置要望があるため。

3　届出年月日

平成23年５月24日

4　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第654号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その意見書は，本日から１月間縦覧に供する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー知手店

神栖市知手砂3420－57

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成23年４月18日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原二丁目31番31号	森　田　　剛

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成23年12月９日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,688㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　137台

(イ)　駐輪場の収容台数　55台

(ウ)　荷さばき施設の面積　247㎡

(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　42㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前８時

（閉店時刻）　翌午前０時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前７時45分～翌午前０時15分

(ウ)　駐車場の自動車の出入口の数

５箇所

(エ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

キ　届出年月日

平成23年４月８日

2　市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
神栖市	①　周辺地域への騒音対策 店舗建設時の特定建設作業についての届出及び規制基準を遵守すること。また，営業開始後においても建物から発生する騒音や来客等の車両走行時の騒音についても環境基準を遵守できるよう配慮すること。	①　建設工事及び営業開始後において，周辺地域における環境保全の見地から，騒音規制法等の基準を遵守する。
	②　交通安全・防犯対策 搬入車両（荷さばき車両）については，近隣の住宅等に騒音，振動等の迷惑をかけないよう，周辺道路を走行する際には注意走行をしていただきたい。また，駐車場内での事故や，当該店舗駐車場から市道・県道に出る際に，歩行者や車両等の出会い頭事故が起きないよう，「止まれ」等の標示の安全対策を願いたい。夜	②　交通事故防止

	間，暴走族のたまり場や不審車両等の進入がないよう，防犯対策をしていただきたい。 ③　ごみの減量及びリサイクルの推進 ・　過剰包装の抑制 ・　資源物のリサイクル ・　リサイクル製品の活用 ・　エコ・ショップ認定店の継続 ・　レジ袋有料化の継続 ・　乾電池回収ボックス設置の継続	③　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守。特に第３条（事業者の責務）

３　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第655号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その意見書は，本日から１月間縦覧に供する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）アルペン・ゴルフ５神栖店

神栖市居切蒲地1456　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成23年２月10日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号	水　野　泰　三
未定	未定	未定

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成23年９月29日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,432㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　161台

(イ)　駐輪場の収容台数　99台

(ウ)　荷さばき施設の面積　92㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量　18㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前９時

（閉店時刻）　午後９時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分～午後10時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

５箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

キ　届出年月日

平成23年１月28日

2　市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
神栖市	①　周辺地域への騒音対策 店舗建設時の特定建設作業についての届出及び規制基準を遵守すること。また，営業開始後においても建物から発生する騒音や来客等の車両走行時の騒音についても環境基準を遵守できるよう配慮すること。	①　建設工事及び営業開始後において，周辺地域における環境保全の見地から，騒音規制法等の基準を遵守する。
	②　都市計画法及び蒲地地区計画の遵守 当該店舗地は都市計画法第９条第10項に規定されている市街化区域の準工業地域に指定されていることから，都市計画上問題ないものと思われる。ただし，当該店舗立地予定地は蒲地地区計画区域内であることから，蒲地地区整備計画に基づく店舗の立地とすること。	②　都市計画法第58条の２（地区計画等の区域内における建築等の届出）
	③　交通安全・防犯対策 搬入車両（荷さばき車両）については，近隣の住宅等に騒音，振動等の迷惑をかけないよう，周辺道路を走行する際には注意走行をしていただきたい。また，駐車場内での事故や，当該店舗駐車場から市道・県道に出る際に，歩行者や車両等の出会い頭事故が起きないよう，「止まれ」等の標示の安全対策を願いたい。夜	③　交通事故防止

	間，暴走族のたまり場や不審車両等の進入がないよう，防犯対策をしていただきたい。 ④　ごみの減量及びリサイクルの推進 過剰包装の抑制，資源物のリサイクル及びリサイクル製品の活用を推進していただきたい。	④　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守。特に第３条（事業者の責務）

３　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第４項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告し，その意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

第１　ザ・マルヘイ知手店

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・マルヘイ知手店

神栖市知手中央二丁目３番27号

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成22年10月12日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社茨城さえき	鹿嶋市宮津台4769番地の３	岡　本　　弘

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成23年５月31日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,585㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　67台

(イ)　駐輪場の収容台数　50台

(ウ)　荷さばき施設の面積　109㎡

(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　21㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ｱ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前９時

（閉店時刻）　午後９時

(ｲ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分～午後９時30分

(ｳ) 駐車場の自動車の出入口の数

５箇所

(ｴ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前７時～午後６時

キ　届出年月日

平成22年９月30日

２　意見の概要

意見なし

第２　カスミひたちなか馬渡店

１　大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミひたちなか馬渡店

ひたちなか市馬渡字向野2912－３　外

(2) 届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成22年11月15日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地１	小　濵　裕　正
寺島薬局株式会社	つくば市天久保二丁目17番の５	松　本　忠　久

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成23年７月３日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,336㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ｱ) 駐車場の収容台数　184台

(ｲ) 駐輪場の収容台数　98台

(ｳ) 荷さばき施設の面積　152㎡

(ｴ) 廃棄物等の保管施設の容量　38㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ｱ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前９時

（閉店時刻）　翌午前０時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分～翌午前０時30分

(ウ)　駐車場の自動車の出入口の数

９箇所

(エ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

キ　届出年月日

平成22年11月２日

２　意見の概要

意見なし

第３　（仮称）ＰＣデポつくば店

１　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ＰＣデポつくば店

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内Ｅ－106街区⑤　外

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成22年11月11日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社ピーシーデポコーポレーション	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目１番地９	野　島　隆　久

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成23年６月30日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,863㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　72台

(イ)　駐輪場の収容台数　48台

(ウ)　荷さばき施設の面積　55㎡

(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　11㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前９時

（閉店時刻）　午後10時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分～午後10時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

２箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

キ　届出年月日

平成22年10月29日

２　意見の概要

意見なし

第４　バイクセブン土浦店

１　大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バイクセブン土浦店

土浦市真鍋４丁目2277－２

(2) 届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成22年12月２日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社Ｇ－７モータース	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目１番地の６	春　名　直　幸

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成23年７月19日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,750㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数　62台

(イ) 駐輪場の収容台数　５台

(ウ) 荷さばき施設の面積　50㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量　20㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前８時

（閉店時刻）　午後８時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前７時30分～午後９時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

４箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

キ　届出年月日

平成22年11月18日

２　意見の概要

意見なし

茨城県告示第657号

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき，電線共同溝を整備すべき道路を指定したので，同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　道路の種類　県　道

２　路　線　名　取手つくば線

３　区　　間　（上り線）

つくば市谷田部876番から

つくば市谷田部2400番まで

（下り線）

つくば市谷田部868番から

つくば市谷田部2409番まで

（下り線）

つくば市島名3958番から

つくば市島名3910番２まで

（下り線）

つくば市島名4418番から

つくば市島名1485番まで

茨城県告示第658号

平成22年12月15日付け央農土指令第27号をもって認可のあった，中妻地区土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型）三湯地区については，平成23年３月10日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県央農林事務所長　宇 都 木　久　夫

茨城県告示第659号

平成22年12月15日付け央農土指令第28号をもって認可のあった，中妻地区土地改良区が行う農業生産基盤整備事業

（一般地帯型）田島地区については，平成23年３月10日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県央農林事務所長　宇都木　久　夫

茨城県告示第660号

平成22年12月15日付け央農土指令第29号をもって認可のあった，中妻地区土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型）河和田地区については，平成23年３月15日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県央農林事務所長　宇都木　久　夫

茨城県告示第661号

平成22年12月15日付け央農土指令第30号をもって認可のあった，中妻地区土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型）倉田地区については，平成23年３月10日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県央農林事務所長　宇都木　久　夫

茨城県告示第662号

平成23年３月８日付け央農土指令第45号をもって認可のあった，中妻地区土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型）大塚地区については，同年３月15日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県央農林事務所長　宇都木　久　夫

茨城県告示第663号

平成22年11月５日付け西農土指令第10号をもって同意のあった，桜川市が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）木植地区については，平成23年３月８日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県西農林事務所長　後藤　四　朗

茨城県告示第664号

平成22年10月18日付け西農土指令第８号をもって同意のあった，桜川市が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）真和第３機場地区については，平成23年３月22日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24

年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県西農林事務所長　後　藤　四　朗

茨城県告示第665号

平成23年３月７日付け西農土指令第13号をもって同意のあった，桜川市が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型･かんがい排水）桜井地区については，同年４月15日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県西農林事務所長　後　藤　四　朗

茨城県告示第666号

平成23年２月23日付け西農土指令第11号をもって認可のあった，真壁町土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）真和第２機場地区については，同年３月14日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県県西農林事務所長　後　藤　四　朗

茨城県告示第667号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第１項の規定による研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成23年９月11日と定めたので，土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお，この選挙において同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を，次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年６月６日

茨城県土浦土木事務所長　立　藏　義　明

1　縦覧期間　平成23年７月６日から平成23年７月19日まで

2　縦覧時間　午前９時00分から午後５時00分まで

3　縦覧場所　茨城県つくば市島名2335番地（諏訪C13街区７）ウィンズヒル２階
茨城県土浦土木事務所つくば支所

公　告

◉公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第５条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第３項の規定により公示する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　昌

１　測量機関　日立市
２　作業種類　公共測量（空中写真撮影及び１／500，１／1,000デジタルマッピング）
撮影縮尺１：4,000，１：10,000
３　作業終了日　平成20年３月21日
４　作業地域　日立市十王地区

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村大字白方字白根94番５，同番７
２　事業主の住所及び氏名
那珂郡東海村白方中央二丁目19番16号（ユーハイムＡ－101号）
吉　田　　清

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
かすみがうら市深谷字みノ区3654番９
２　事業主の住所及び氏名
土浦市菅谷町1469番地の88
有限会社イノセントファミリー
代表取締役　池　田　陽　久

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡利根町大字横須賀字金耕地153番３，同番４，163番８，字猿引臺149番３，同番４，大字大平字猿引台297番10，同番11，同番12，同番13
２　事業主の住所及び氏名
稲敷郡阿見町鈴木136番地３
株式会社モデンナ・ケアサービス
代表取締役　山　田　伸　光

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
桜川市長方字長町1221番２，1222番３，1224番１，同番３
２　事業主の住所及び氏名
東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン－イレブン・ジャパン

代表取締役　井　阪　隆　一

（教　育　長）

◉博物館の登録事項の変更

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条の規定に基づき，次のとおり登録事項を変更したので，博物館の登録に関する規則（昭和45年茨城県教育委員会規則第15号）第６条の規定により公告する。

平成23年６月６日

茨城県教育委員会教育長　小 野 寺　俊

変更した登録事項	新	旧
設置者の名称及び住所	公益財団法人徳川ミュージアム 東京都世田谷区等々力六丁目38番６－101号	財団法人水府明徳会 東京都品川区上大崎３丁目３番９号
博物館の名称	徳川ミュージアム （分館） 徳川ミュージアム分館西山荘	彰考館徳川博物館 （分館） 彰考館徳川博物館分館西山荘

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）

発　行　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県総務部総務課

電話番号　029（301）１１１１（代）